

山梨県立大学人間福祉学部の研究倫理審査に係わる運営規程

(平成22年4月1日制定 人間福祉4203号)

(目的)

第1条 この運営規程は、「ヘルシンキ宣言」及び「ソーシャルワークの倫理規定」に沿って、山梨県立大学人間福祉学部専任教員(以下「教員」という。)が行う臨床的研究及び社会的調査を対象に倫理的配慮を図ることを目的として、必要な事項を定める。

(研究倫理審査委員会)

第2条 教員が行う研究を対象として審査するために人間福祉学部研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、教員4名をもって組織する。必要に応じ、学外の学識経験者を加えることができる。

3 委員は学部長が委嘱する。

4 委員長は学部長が指名する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、委員に欠員が生じたときは補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

6 委員会は、委員長が招集し、議長となる

7 委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。審査対象となる研究並びに調査に係わる委員は出席しないものとし、その数は構成員から除く。

(審査対象)

第3条 委員会は、教員が行う人を対象とした調査及び研究について審査する。

(審査請求の手続き)

第4条 審査を希望する者は、研究倫理審査申請書を作成し、その他の必要書類を添えて学部長あてに申請する。申請を受理した学部長はその審査を委員会に付託する。

(審査基準)

第5条 委員会は、次の各号について審査を行う。

(1) 対象となる人の人権の擁護

(2) 対象となる人からのインフォームドコンセントを得る方法

(3) 予測される学問的・社会的な貢献

(4) 対象となる人への危険性と不利益

(5) その他、倫理的問題に対する配慮

(申請者よりの聴取)

第6条 委員会は必要に応じて申請者から聴取を行うことができる。

(審査の評価)

第7条 審査の評価は、それぞれ3分の2以上の賛成を要する。

2 評価は以下の4段階とする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(結果の通知)

第9条 委員会は、付託された申請について速やかに審査を行い、審査結果を学部長に報告する。

2 学部長は委員会の報告を受けて、学部長名で申請者に通知する。

3 審査結果に疑義がある場合、申請者は書面をもって照会することができる。

(再申請)

第10条 審査の結果、第7条第2項第3号及び第4号の場合、当該研究者は修正した研究倫理審査申請書により再申請することができる。

(庶務)

第11条 委員会に関する庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

研究倫理審査申請書

令和 年 月 日

山梨県立大学

人間福祉学部長

殿

所 属

申請者名

印

※受付番号

1 課題名

2 概 要

- (1) 目的
- (2) 対象及び方法
- (3) 実施場所及び実施時期
- (4) 審査を希望する理由

3 研究における倫理的配慮

- (1) 対象となる人の人権の擁護
- (2) 対象となる人からのインフォームドコンセントを得る方法
- (3) 予測される学問的・社会的な貢献
- (4) 対象となる人への危険性と不利益
- (5) その他、倫理的問題に対する配慮

4 その他参考事項（本課題に関連した国内外の事情、文献など）

注意事項： 1) 1～3は必ず記入すること。

2) 審査対象となる参考資料があれば、添付すること。

研究倫理審査判定報告書

令和 年 月 日

山梨県立大学
人間福祉学部長 殿

山梨県立大学人間福祉学部
研究倫理審査委員会 委員長 印

受付番号

課題名

代表者名

上記課題を令和 年 月 日の委員会で審議し、下記の通り判定いたしましたので
ご報告いたします。

記

判 定	承 認	条件付承認	変更の勧告	不承認
条 件 又 是 理 由				

研究倫理審査判定通知書

令和 年 月 日

申請者 殿

山梨県立大学
人間福祉学部長

印

受付番号

課題名

代表者名

上記課題を令和 年 月 日の委員会で審議し、下記の通り判定したので通知する。

記

判 定	承 認 条件付承認 不承認 非該当
条 件 又 是 理 由	